

## 環境影響評価審査会 南あわじ風力発電所部会 会議録

- 1 日 時 : 令和4年12月21日(水) 10時00分~11時30分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館 404会議室
- 3 議 題 : (仮称)南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査について
- 4 出席委員 : 服部委員(部会長)、上甫木委員、住友委員、横山委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員3名  
環境政策課、自然・鳥獣共生課、淡路県民局環境課
- 6 配付資料 :
  - 資料1 : 環境影響評価法の手続の流れ((仮称)南あわじ風力発電事業)
  - 資料2 : (仮称)南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する審査会意見
  - 資料3 : (仮称)南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査について(答申)(案)
  - 参考資料 : (仮称)南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る意見について(南あわじ市長意見)
- 7 議事概要 :
  - <事務局から資料1から資料3について説明>

### [質疑]

#### (委員)

配慮書全体について意見したい。配慮書では、複数案を検討することとなっているが、A案とB案を比較すると、真ん中に設置予定地があるかないかだけの違いである。これで配慮書として成り立つのかどうか疑問に思う。事業者から何か意見を求めるわけではないが、審査会部会の一つの意見として残しておいて欲しい。

配慮書の内容についても意見を述べたい。配慮書の4.3-4ページの風力発電機の設置予定範囲から2.0km以内における配慮が特に必要な施設等の分布のところで、2km以内の家の数が示されている。風力発電機による苦情というのは、全国自治体に対して環境省がアンケート調査を行っているが、1.5kmぐらいまで影響があるという結果となっている。これは文献にもなっており、1.5kmぐらいまでは考慮する必要がある。しかし、このページの欄外に、環境影響を受ける範囲は、1kmの範囲内としているという発電所アセス省令が示されている。これに拘らず、実態にあわせて欲しいというのが意見である。

また、配慮書の4.3-7ページの評価について意見したい。騒音に関して環境影響という言葉には、段階がある。一つはアノイアンスで、個人的に何か感じるようなもの。もう一つは苦情になる場合。あとは、健康影響。一般的に環境影響がどれなのか決まてはいないが、アノイアンスを感じるレベルが環境影響範囲になるのではないかと考えている。意見として事業者伝えて欲しい。

(事務局)

ご意見を事業者へ個別に伝える対応をしたいと思います。

初めにご指摘のあった複数案の設定に関しては、総会の時にも複数の委員からご指摘がありました。複数案は、配置・構造に関する設定、又は位置・規模に関する設定されません。

県からは、騒音の観点で風車設置場所を絞り込む必要があることと、配慮書では複数案を必ず設定することを指導した上で、提出された内容です。

事業者としては、もっと広範囲に設置したいと思いがあつたかもしれませんが、現時点での複数案として2つが設定されています。今回は、配置に関する複数案を設定して、図書を作成したということになります。

事業実施場所が決定している民間事業の場合、現実的にやり得る事業と、それに対する対案で、どのように複数案を設定するのか難しい部分があります。今後も、アセス案件では複数案の適切な設定が行われるように注意を払い、事業者との対話を続けたいと思っております。事務局からの補足は以上になります。

(部会長)

もともと、この配慮書を作成する以前から複数案があつたのですか。

(事務局)

配慮書を作成前の段階で、複数案の提示はなく、設置場所がもっと広いものでした。その中で、この事業想定区域図の真ん中に住居があるという説明もありました。このため、騒音規制基準があるため、設置可能な範囲は限られるというという指導を行いました。

A案は事業者としてこう設置したいと言う案で、B案がより騒音に配慮した対案であり、その2つが複数案として配慮書に記載されています。

ただ、約600mという離隔距離で十分だと思っておらず、約1km以上という目安も示した上で、条件によってはそれでも厳しいかもしれないという指導をしております。審査会のご意見も踏まえて、答申案の中にも離隔距離という単語を使用しています。

(委員)

法の趣旨としては、配慮書は計画アセスとして実施するという事なので、民間事業は複数案の設定が難しいという点は、少しいかなものかと思う。

内容に関して、今、淡路島は色々な魅力があり、レクリエーション施設などが非常に活発になってきているが、風力発電施設が設置されると、そのような場所にも影響を及ぼす。

そのため、最新情報として、令和4年8月のデータを資料として使用されているが、設置時期はまだ数年先なので、ほぼ計画決定しているような施設などに関しては、アセスに含めて検討するほうが良いと思う。

南あわじ市にとってプラスになる事業計画の芽を摘むことになりかねないため、既存の施設だけではなく、確実性の高いものに関しては、アセスに含めるほうが良いと感じている。

(委員)

イノシシが高密度に生息するエリア、シカの侵入リスクの高いエリアとなっているが、その記載がほぼないと思われる。森林環境を改変することにより、集落に害を及ぼす動物が生息地を改変するなどの出没リスクに関する記載がない。南あわじ市は、大変な被害で困っているため、その記載が必要である。

また、動物に関しては、配慮書であるため仕方ないが、ほとんど既存文献だけでの記載になっている。現地調査を行えば、文献で把握できないことが出てくる可能性が高いので、その点に注意が必要である。

まだ公表されていない論文であるが、森林内に自動撮影カメラを多数設置し、シカとイノシシの密度調査を行った際に、淡路島にミゾゴイが非常に多く飛来していることが分かっている。ミゾゴイは、日本に繁殖のために渡ってくる渡り鳥であるが、生息状況が不明な鳥である。希少鳥類の影響がかなりあると思われるので、文献調査結果だけだと十分検討できていないという印象である。

(部会長)

ミゾゴイの分布状況がまだ分からないが、場所が特定できれば、答申案の動物・植物・生態系の項目で、コウノトリに加えてミゾゴイを追記することになる。

また、シカとイノシシの被害が非常に大きい場所ということなので、道を作れば土砂崩壊が発生する可能性がある。そのような観点の意見を検討する必要がある。

(事務局)

答申案を修正し、委員と調整させていただきます。

(委員)

尾根沿いに作るということで、進入路など設置による地形改変が景観的に非常に気になる。地形改変を最小限にとどめる設置場所や道の路線選定、ある程度法面が発生するならば在来種の緑化のような適切な処置が望まれる。方法書の段階で検討できるレベルでもあるが、少なくとも路線選定に関しては触れて欲しい。

(事務局)

路線選定も含めた景観面への配慮ということが分かる表現をしていきたいと思います。

(委員)

答申案の2ページ目の騒音及び超低周波音のところに、兵庫県の規制基準だけではなく、環境省の指針に配慮することも加えられないか。

(事務局)

兵庫県の規制基準では、風車到達騒音として夜間に35デシベルという数値が、この事

業に適用がされると考えており、環境省の指針よりも厳しいと考えております。簡易に風車到達騒音を計算すれば、600m という離隔距離では基準達成が難しいと思われる状況です。このため、答申案では、まずは規制基準を達成する計画にしてくださいという点を記載しました。環境省の指針に関しても、意見に記載できるか検討します。

(委員)

規制基準が厳しいのは分かるが、風車に関心のある人は、環境省の指針も知っていると思うので、それも記載したほうが良いと思う。規制基準は、家の前にかかるのか。

(事務局)

民家の 3.5m 手前で判断することになっています。

(委員)

35 デシベルの規制基準を達成するのはなかなか難しい印象だ。

(事務局)

表現は検討します。

(部会長)

答申案 2 ページの (4) で、指針も踏まえというような表現があるため、このような書き方ができないか。

(事務局)

そのような表現で、修正を検討します。

(委員)

尾根上に風車を設置するということだが、シカの高密度化による下層植生の衰退が著しい状況の中で、道路の仮設など構造物の設置により土砂流出等起こさない状態なのか、いま一度確認する必要がある地域である。

(部会長)

法面を作ると、そこへ植生を張りつける必要があり、それがシカのえさになってしまう。例えば、シカはウィーピングラブグラスを食べないが、このような種を張りつけると、外来種の利用になるため、そういうことも踏まえて欲しい。

(委員)

騒音の累積影響の意味が分かりにくい。事業予定地の近くに CEF 南あわじウインドファームがあるが、そこからの騒音がどのくらいなのかということを含めて累積影響と表現しているのか。

騒音だけで言うと、CEF が影響してくるのか分からない。CEF の騒音が何デシベルであるという算出をすれば、ほぼゼロとなる場所だと思うので、累積影響自身の意味が分かりにくい。

(事務局)

今回の事業予定地の西側に谷筋があり、集落があります。その西側に CEF の風力発電所があります。その谷の集落が二つの風力発電に挟まれると形になります。

今後、現地調査を実施する際に、その場所は CEF からの距離がおそらく 1～2 km ぐらいの範囲であるため、CEF の騒音もおそらく到達していると推測されます。そのため、CEF の影響も考慮しながら、環境影響評価をする必要があると考えています。

先ほどの規制基準を守られているかどうかということにも関係しますし、残留騒音を測定する際も、CEF が動いているか動いていないかでおそらくレベルが変わってくると思われます。他の風車の影響を含めてということで、累積影響という表現にしています。

(部会長)

その点については、南あわじ市からの意見はないですね。

(事務局)

累積影響ということは書かれておりませんが、騒音の影響を回避・軽減してくださいということが書かれています。

(委員)

昨年 7 月に豚熱が淡路島で発生した。我々も、山に入るときには、消毒を徹底して拡散させないようにしている。淡路島はイノシシの密度が非常に高いので、蔓延が続いている。

調査時期や事業実施時期にもよると思うが、豚熱の蔓延状況を確認して入山して欲しい。また、その際には県の指導に基づいて豚熱対策を十分にすることが必要がある。人が豚熱を運ぶ可能性が高いため、十分に注意して欲しい。

(事務局)

今のご意見に関して、事業者へ直接伝えます。現地調査で入山するときにはしっかり対策をとることと、対策は県の関係機関の指導を仰ぐことという指導をします。

以上